

## 令和5年度に行う業務実績の評価について

令和5年度は、令和4年度の業務実績について評価を行う。

各業務実績の評価の方法等は下記のとおり。

### (参考) 地方独立行政法人法

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第28条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 1 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
  - 2 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
  - 3 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。

(以下略)

## 1 評価方法等について

評価方法等の基本的な事項は、「評価に関する基本方針（参考資料1）」及び「評価実施要領（参考資料2）」による。

なお、評価を行うにあたっての具体的な方法は、次のとおり。

### (1) 県立病院機構からの実績報告及び意見交換

県立病院機構の業務実績等報告、自己評価及び病院等の取組の聴取を行い、病院機構と意見交換を行う。(第1回評価委員会)

### (2) 県が作成する評価(案)への意見

県が作成する評価結果(案)に対し、評価委員から意見を頂戴する。(第2回評価委員会)  
この意見を踏まえ、県は評価結果を決定する。

## (参考) 項目別評価及び総合評価の方法、評価区分

- ① 小項目別の評価、大項目別の評価及び総合評価において、年度計画の達成状況について評価を付すこととする。なお、大項目別の評価及び総合評価においては、中期計画の進捗状況について、記述式による評価を行うこととする。
- ② 評価区分は、「S、A、B、C、D」の5段階とする。

評価区分	判断の目安となる業務実績
S	年度計画を大幅に上回って達成している (定量的目標においては年度計画値の120%以上)
A	年度計画を達成している (定量的目標においては年度計画値の100%以上120%未満)
B	年度計画を概ね達成している (定量的目標においては年度計画値の80%以上100%未満)
C	年度計画を下回っており、改善を要する (定量的目標においては年度計画値の60%以上80%未満)
D	年度計画を大幅に下回っており、抜本的な改善を要する (定量的目標においては年度計画値の60%未満)

- ③ 次の場合で、機構から報告書等において十分な説明があった場合には評価において考慮するものとする。
  - 予想し難い外部要因により業務が実施できなかった場合
  - 外部要因に対して機構が自主的な努力を行った場合
  - 先駆的な取り組みや創意工夫を行った場合

## 2 評価の視点について

### 令和4年度の業務実績に係る評価の視点

#### (1) 令和4年度の年度計画の実施状況に対する評価の視点

年度計画に沿った病院運営が行われ、県民に提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の改善及び効率化並びに財務内容の改善が図られているかどうかを検証し、取組の状況及び成果について評価を行う。

#### (2) 令和3年度評価で指摘した課題への取組に対する評価の視点

(1) の評価に当たり令和3年度評価で指摘した課題を克服するための具体的な取組や改善点等を検証し、課題への対応状況を加味する。

#### (3) 中期目標の期間(令和2年度～令和6年度)の進捗状況に対する評価の視点

令和4年度における取組が、中期計画の着実な達成のために十分なレベルに達しているかどうかを検証し、中長期的な視点から評価を行う。